

(地Ⅲ7)

平成23年4月7日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会
常任理事 今村



糖尿病疾病管理強化対策事業の実施、および健康的な生活習慣づくり
重点化事業の実施要綱の一部改正について

平成23年度予算案「糖尿病疾病管理強化対策事業」につきまして、平成22年12月28日付（地Ⅲ179）の文書をもって貴会宛に情報提供させていただきましたが、今般、厚生労働省健康局長より、各都道府県知事宛に「糖尿病疾病管理強化対策事業の実施について」の通知がなされました。

また、平成21年4月8日付（地Ⅲ4）の文書をもって通知いたしました「健康的な生活習慣づくり重点化事業について」につきまして、今般、実施要綱の一部改正がなされ、厚生労働省健康局長より各都道府県知事等宛に通知がなされました。

本会に対しましても、糖尿病疾病管理強化対策事業の実施、および健康的な生活習慣づくり重点化事業の実施要綱の一部改正について協力方依頼がありました。

健康的な生活習慣づくり重点化事業は、平成23年度より事業内容をメタボリックシンドローム予防から糖尿病予防に特化した「糖尿病予防戦略事業」に変更されるとともに、新たに「実践的な予防活動支援事業」が追加されております。

なお、「糖尿病疾病管理強化対策事業」の実施主体は、都道府県とされておりますが、都道府県は適当と認められる実施機関に委託することができることとなっております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

事務連絡
平成23年3月30日

社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省健康局総務課
生活習慣病対策室

糖尿病疾病管理強化対策事業の実施について

健康行政の推進につきましては、平素より御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成23年度において、標記の事業を、別紙の実施要綱に基づき実施することとしました。

本事業は、医療計画に基づく医療連携を促進し、受療中の患者に対する適切な療養指導を行うことにより、糖尿病の発症後の重症化や合併症の予防を図ることを目的としております。

つきましては、貴会におかれましても、「糖尿病疾病管理強化対策事業」の趣旨を御理解の上、各都道府県の事業実施に当たっては、御協力下さいますようお願い致します。

健発0330第9号
平成23年3月30日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長



糖尿病疾病管理強化対策事業の実施について

糖尿病は、脳卒中や急性心筋梗塞の重大なリスク要因であり、平成19年国民健康・栄養調査によると、糖尿病の可能性が否定できない人を合わせて約2,210万人と推計されており、また、糖尿病重症化や糖尿病を原疾患とした合併症の併発に至る例が増加しているところである。

こうしたことを踏まえ、医療計画に基づく糖尿病の医療連携体制の確立、療養指導体制の充実を図り、糖尿病の重症化や合併症の併発の予防を目的として、平成23年度から「糖尿病疾病管理強化対策事業」を実施することとし、別紙のとおりその実施要綱を定めたので通知する。

糖尿病疾病管理強化対策事業実施要綱

1 事業の目的

糖尿病は、脳卒中や急性心筋梗塞の重大なリスク要因であり、平成19年国民健康・栄養調査によると、糖尿病の可能性が否定できない人を合わせて約2,210万人（平成14年比約36%増）と年々急増しており、さらに糖尿病重症化や合併症の併発に至る例が増加しているところである。

本事業は、医療計画に基づく医療連携を促進し、受療中の患者に対する適切な療養指導を行うことにより、糖尿病の発症後の重症化や合併症の予防を目的とする。

2 事業の実施主体

この事業の実施主体は、都道府県とする。なお、都道府県は、実施体制等から判断して適当と認められる実施機関に本事業の実施を委託することができる。

3 事業の内容

本事業は、糖尿病に関し、関係団体との連携、特に都道府県糖尿病対策推進会議の活用により、それぞれの医療資源等の実情に応じて、医療連携のあり方の検討を行うとともに、その検討を踏まえ、以下の事業を実施する。

(1) 医療連携体制の確立に関する事業

連携することとなった病院と診療所等、医療機関の相互の信頼関係のもと、医療連携を行える連携体制を構築し、かつ住民が安心してかかりつけ医療機関で初期治療を受けられる体制の構築を図ることを目的とする。

- ①連携体制およびそのルール、糖尿病初期治療の留意点等について、連携する医療機関、医師に対して説明会等の実施
- ②連携体制およびその連携医療機関について、ホームページやリーフレット等を通じた住民への周知

(2) 療養指導体制の充実に関する事業

地域の糖尿病療養指導士や管理栄養士等の活用の促進を行い、かかりつけ医療機関における糖尿病に関する療養指導の充実を図ることを目的とする。

- ①糖尿病療養指導士や管理栄養士等による、かかりつけ医療機関における療養指導従事者に対する説明会、研修会の実施
- ②連携体制の構築を進めるにあたって生じる課題等について、かかりつけ医療機関における療養指導従事者（療養指導士、看護師、管理栄養士等）同士の情報交換会

4 留意事項

- ①事業の実施にあたっては、関係団体等との連携、特に都道府県糖尿病対策推進会議の活用により、連携体制のあり方を検討すること。

- ②また、連携体制の構築にあたっては、医療機関、医師同士の信頼関係および地域住民への理解が得られるように進めていくこと。
- ③なお、療養指導体制については、例えば地域の糖尿病療養指導士や管理栄養士等の活用を促進する等、かかりつけ医療機関における療養指導を充実させること。

5 経費の負担

この実施要領に基づき実施する事業に要する経費については、厚生労働大臣が別に定める「感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱」により、予算の範囲内で補助するものとする。

事 務 連 絡

平成23年3月30日

日本医師会 御中

厚生労働省健康局

総務課生活習慣病対策室

「健康的な生活習慣づくり重点化事業の実施要綱の一部改正について」
について

生活習慣病の予防等に当たっては平素よりご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

平成23年度より、健康的な生活習慣づくり重点化事業の事業内容をメタボリックシンドローム予防から糖尿病予防に特化した「糖尿病予防戦略事業」に変更するとともにボランティア等の主体的かつ自由な発想に基づく健康づくりの手法を収集、評価するものとして「実践的な予防活動支援事業」を追加しています。

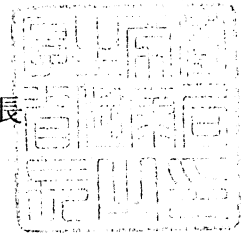
つきまして、貴会におかれましても、「健康的な生活習慣づくり重点化事業」の趣旨をご理解の上、各都道府県等の事業実施にあたっては、従前通り御協力をお願いいたします。



健発0330第8号
平成23年3月30日

各
〔都道府県知事
保健所設置市長
特別区長〕
殿

厚生労働省健康局長



健康的な生活習慣づくり重点化事業の実施要綱の一部改正について

健康的な生活習慣づくり重点化事業の実施要綱については、「健康的な生活習慣づくり重点化事業の実施について」（平成21年3月27日健発第0327009号厚生労働省健康局長通知）の別紙により通知したところであるが、今般その一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、平成23年4月1日から適用することとしたので、通知する。

健康的な生活習慣づくり重点化事業の実施要綱

1. 目的

喫煙や食習慣などの生活習慣が関与する生活習慣病は、その生活習慣を改善することにより病気の発症や重症化を予防することができる。

現在、「健康日本21」や「食育推進基本計画」等において、たばこ、栄養、運動等について目標を立て、健康的な生活習慣の形成を通じた一次予防を重視した健康づくり運動を行っているところである。

しかしながら、喫煙率は、男性4割弱、女性1割強であり、男性は先進諸国と比べ高い状況にあり、また、糖尿病が強く疑われる人は890万人、糖尿病の可能性を否定できない人を合わせると約2,210万人と推計されている。

こうしたことから、地域、職域及び学校等の身近なところで、たばこ対策や肥満・糖尿病予防に関する事業を総合的に実施するとともに、ボランティア等の主体的かつ自由な発想に基づく健康づくりの手法を収集、評価することにより効果的な生活習慣の改善による健康増進を図ることを目的とする。

2. 実施主体

この事業の実施主体は3の(1)、(2)の事業については、都道府県、保健所を設置する市及び特別区、(3)については、3の(3)のbに示す要件を満たす団体とする。

3. 事業内容

本事業の対象は、以下のとおりとする。

(1) たばこ対策促進事業

たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の発効に伴い、当該条約の批准国として、たばこ対策を着実に推進するため、未成年者や子どもへの影響の大きい父母等に対する喫煙防止対策、受動喫煙対策が遅れている娯楽施設等における受動喫煙防止対策の効果的な推進、喫煙率が上昇傾向にある若年女性に対する普及啓発及び「禁煙普及員」の養成・活動支援などに重点を置き、地域の関係者と連携したたばこ対策の推進を図ることを目的とする。

a 未成年者や子どもへの影響の大きい父母等の喫煙防止に関する事業

- ①学校保健担当者等を対象とした未成年者の喫煙防止に効果的な教育方法を指導する講習会等の実施
- ②学校、市町村に出向き児童・生徒や父母等を対象としたたばこの健康への影響に関する知識についての講習会（基調講演、集団指導、ロールプレイ）等の実施
- ③喫煙防止のための関係者の取組事例の情報収集、好事例の紹介等普及啓発に関する事業の実施
- ④未成年者が喫煙習慣を身につけないよう成人式等を活用し、たばこと健康問題に関

する知識の普及を目的としたキャンペーン（20歳の禁煙宣言）等の実施

⑤その他喫煙防止対策の推進に有効と認められる事業

b 娯楽施設等における受動喫煙防止に関する事業

①娯楽施設等の事業者を対象とした受動喫煙防止対策に関する講習会（基調講演、集団指導、ロールプレイ）の実施

②個々の事業者等を対象とした浮遊粉じん濃度、一酸化炭素濃度を測定する機器等を活用した個別指導の実施

③効果的な受動喫煙対策を行っている施設等に対しその旨を明確に表示するための認定証やステッカー等の交付

④娯楽施設等の施設における分煙事例の情報収集、好事例の紹介等普及啓発に関する事業の実施

⑤その他禁煙・分煙対策の推進に有効と認められる事業

c 若年女性に対する普及啓発に関する事業

①喫煙と健康問題に関するチラシ・ポスター等（美容所等へ配布）の作成

②女性が利用する機会の多い美容所、化粧品販売店等の協力を得た普及啓発に関する事業の実施

③女性を対象としたたばこの健康への影響に関する知識についての講習会等の実施

④その他禁煙支援に有効と認められる事業

d 「禁煙普及員」に関する事業

①「禁煙普及員」の養成に関する講習会等の実施

②「禁煙普及員」の認定に関する事業

③「禁煙普及員」が行う普及啓発活動の支援に関する事業

④その他「禁煙普及員」の普及に有効と認められる事業

e たばこ対策関係者で構成される協議会等の設置

上記 a、b、c、d の事業を円滑に実施するためには、地域の関係者との連携が必要と考えられることから、地域の保健医療関係者を含めたたばこ対策関係者で構成される協議会等を設置して事業の計画策定、推進及び評価等を実施すること。

f 留意事項

①講習会等の実施に際し、対象者が参加しやすいように開催日、時間帯及び実施回数等について配慮するとともに、実施方法についても IT 等の活用も検討すること。

②飲食店営業者を対象とした受動喫煙防止対策については、平成 19 年 3 月 26 日健発第 0326003 号厚生労働省健康局長通知「生活衛生営業健康推進等事業の実施について」に基づいて、都道府県生活営業指導センターが実施する受動喫煙防止対策推進支援事業と連携して効果的・効率的な事業の実施に努めること。

③事業の実施に当たっては、地域の保健医療関係者等が行う関連事業とも連携して実施するよう努めること。

④「禁煙普及員」は、禁煙成功者及び禁煙に関する知識を有する者のうちから、都道府

県知事の任命により認定することが望ましい。

(2) 糖尿病予防戦略事業

糖尿病の発症を予防するために、生活習慣を改善し、適切な食生活や適度な運動習慣等の実践に結びつくよう環境を整備することを目的とする。

a 20～30歳代を中心とした肥満予防に関する事業

①運動施設等を活用した肥満予防・改善のための体験機会の提供

運動施設（健康増進施設を含む）等を活用し、「食事バランスガイド」、「エクササイズガイド」等を取り入れた肥満予防・改善のための実践的な体験機会の提供

②民間産業と連携したメニュー改善に向けた取組

飲食店におけるエネルギー摂取のバランスに配慮したメニューの提供等、民間産業と連携した取組の実施

③事業企画・評価委員会等の設置・運営

事業を円滑に実施するために、委員会等を設置し、上記の企画・運営・評価を行い、その上で事業実施報告書の作成等を行うこと。評価にあたっては、参加者の体重維持や減少につながる意識や行動の変化、参加事業者等の継続的な実施につながる意識や取組の変化を把握・分析すること。

b 壮年期以降の糖尿病予防対策事業

①家族ワークショップ、講演会等の開催

糖尿病予防のために必要な知識を学び、食生活の改善に取り組むため、家族等で参加するワークショップ・講習会の開催

②民間産業、商店街等と連携した糖尿病予防対策

地域の商店街等においてスーパーマーケット、コンビニエンスストア、飲食店などの食品関連事業者等と連携した、事業者等が行う栄養成分表示やヘルシーメニューの提供の促進

③事業企画・評価委員会等の設置・運営

事業を円滑に実施するために、委員会等を設置し、上記の企画・運営・評価を行い、その上で事業実施報告書の作成等を行うこと。評価にあたっては、参加者の食生活改善につながる意識や行動の変化、参加事業者等の継続的な実施につながる意識や取組の変化を把握・分析すること。

c 留意事項

①事業計画は、地域の特性や実情を考慮して計画すること。

②事業の実施にあたっては、実施地区の市町村管理栄養士、関係機関、関係団体、民間産業等と連携を図ること。

③事業の評価は、プロセス評価、アウトカム評価を行い報告すること。

- ④a の③及びb の③については、必ず地域の保健医療・教育関係者、民間産業等を含めた栄養・食生活、運動、肥満対策関係者で構成される委員会等を実施すること。なお、既存の委員会等を活用してもよい。また、a 及びb の両事業を行う場合には、同一の委員会等で、企画・運営・評価を行っても差し支えない。

(3) 実践的な予防活動支援事業

健康づくりにおいて、ボランティア組織等の果たす役割は重要であり、「健康増進法（平成14年法律第103号）」に基づく「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針（平成15年厚生労働省告示第195号）」においても、国及び地方公共団体は、ボランティア組織の支援等に努めることが明記されており、これまでも国及び地方公共団体においては、ボランティア組織の養成等を行ってきたところである。

本事業では、ボランティアで、健康づくりや生活習慣病の改善（以下「健康づくり活動」という）に取り組む民間団体の、主体的かつ自由な発想に基づく事業を、公募したうえで、事例収集及び評価検証を行うことにより、今後の健康づくり施策の検討に資することを目的とする。

a 実施主体

本事業の実施主体は、次の全ての要件を満たす団体とする。

①全国事業

- ・ボランティアで健康づくり活動を行う民間団体であること。
- ・原則としてボランティアの健康づくり活動に5年以上の活動の実績があり、公益法人、NPO法人等の法人格を有すること。（ただし厚生労働大臣が認めた場合はこの限りではない）
- ・全国の30以上の都道府県に活動拠点を有すること。

②地域事業

- ・ボランティアで地域に根ざした健康づくり活動を行う民間団体であること。
- ・原則としてボランティアの健康づくり活動に2年以上の活動の実績があり、公益法人、NPO法人等の法人格を有すること。（ただし厚生労働大臣が認めた場合はこの限りではない）

b 事業の内容

- ①全国事業を実施する民間団体は、主体的で自由な発想に基づき健康づくり活動を行う。
- ②地域事業を実施する民間団体は、主体的で自由な発想に基づき、地域の特色や特性に沿った、独創性のある健康づくり活動を行う。
- ③国は、民間団体が実施する上記の活動に対し、財政的支援を行う。なお、国は本事業の実施にあたり、有識者で構成される評価委員会を設置し、評価委員会による審査により、採択事業及び国庫補助基準額を決定する。

c 事業の実施方法

国は本事業の実施にあたり、別に定めるところにより事業計画を公募する。

4. 経費の負担

都道府県、保健所を設置する市及び特別区がこの実施要綱に基づき実施する事業に要する経費については、別に定める「感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱」に基づいて、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。

5. この要綱は平成23年4月1日から適用する。

新 旧 対 照 表

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">健康的な生活習慣づくり重点化事業の実施要綱</p> <p>1. 目的</p> <p>喫煙や食習慣などの生活習慣が関与する生活習慣病は、その生活習慣を改善することにより病気の発症や重症化を予防することができる。</p> <p>現在、「健康日本21」や「食育推進基本計画」等において、たばこ、栄養、運動等について目標を立て、健康的な生活習慣の形成を通じた一次予防を重視した健康づくり運動を行っているところである。</p> <p>しかしながら、喫煙率は、男性4割弱、女性1割強であり、男性は先進諸国と比べ高い状況にあり、また、<u>糖尿病が強く疑われる人は890万人、糖尿病の可能性を否定できない人を合わせると約2,210万人と推計されている。</u></p> <p><u>こうしたことから、地域、職域及び学校等の身近なところで、たばこ対策や肥満・糖尿病予防に関する事業を総合的に実施するとともに、ボランティア等の主体的かつ自由な発想に基づく健康づくりの手法を収集、評価することにより効果的な生活習慣の改善による健康増進を図ることを目的とする。</u></p>	<p style="text-align: center;">健康的な生活習慣づくり重点化事業の実施要綱</p> <p>1. 目的</p> <p>喫煙や食習慣などの生活習慣が関与する生活習慣病は、その生活習慣を改善することにより病気の発症<u>予防</u>や重症化を予防することができる。</p> <p>現在、「健康日本21」や「食育推進基本計画」等において、たばこ、栄養、運動等について目標を立て、健康的な生活習慣の形成を通じた一次予防を重視した健康づくり運動を行っているところである。</p> <p>しかしながら、喫煙率は、男性4割弱、女性1割強であり、男性は先進諸国と比べ高い状況にあり、また、<u>40-74歳の男性の2人に1人、女性の5人に1人が、メタボリックシンドロームが強く疑われる者又は予備群と考えられる者である。</u></p> <p><u>さらに、「健康日本21」の中間評価において、未だ取組が不十分であると指摘され、特に、たばこ、栄養、運動については、重点的な取組及び幅広く運動を展開していくことが必要とされているところである。</u></p> <p>国民の生活習慣を改善する上で、ポピュレーションアプローチが重要と考えられていることから、地域、職域及び学校等の身近なところで、たばこ対策や肥満予防に関する事業を総合的に実施することにより効果的な生活習慣の改善による健康増進を図ることを目的とする。</p>

改正後	改正前
<p>2. 実施主体</p> <p><u>この事業の実施主体は3の(1)、(2)の事業については、都道府県、保健所を設置する市及び特別区、(3)については、3の(3)のbに示す要件を満たす団体とする。</u></p> <p>3. 事業内容</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>糖尿病予防戦略事業</u></p> <p><u>糖尿病の発症を予防するために、生活習慣を改善し、適切な食生活や適度な運動習慣等の実践に結びつくよう環境を整備することを目的とする。</u></p>	<p>2. 実施主体</p> <p>この事業の実施主体は都道府県、保健所を設置する市及び特別区とする。</p> <p>3. 事業内容</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>メタボリックシンドローム予防戦略事業</u></p> <p><u>近年、不適切な食生活や運動不足による成人の肥満者の割合が増加しているが、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の予防には、子どものころから健康な生活習慣の重要性に対する関心と理解を深め、健全な食生活や運動習慣を身につけることが重要である。また、個人の生活習慣の改善には、家庭、学校、地域等の社会全体がその取組を継続的に支援していくことも必要である。</u></p> <p><u>このため、若年期からの肥満予防対策として、子どもとその保護者等の健康状態、食生活や運動・身体活動等に関する生活習慣の実態把握を行うとともに、地域と学校等との連携のもと、子どもとその親に対して食生活と運動の両面からアプローチする若年期からの肥満予防の取組を実施するものである。さらに、壮年期を中心とした肥満予防対策として、運動施設等を活用した具体的な体験機会の提供など、飲食店、民間産業等とも連携した取組を実施するものである。</u></p> <p><u>また、食育基本法(平成17年法律第63号)に基づく食育推進基本計画が決定されており、地域における健康づくりのための食育の取組についても推進するものである。</u></p>

改正後	改正前
<p>a <u>20～30歳代を中心とした肥満予防に関する事業</u></p> <p>① <u>運動施設等を活用した肥満予防・改善のための体験機会の提供</u> <u>運動施設（健康増進施設を含む）等を活用し、「食事バランスガイド」、</u> <u>「エクササイズガイド」等を取り入れた肥満予防・改善のための実践的</u> <u>な体験機会の提供</u></p> <p>② <u>民間産業と連携したメニュー改善に向けた取組</u> <u>飲食店におけるエネルギー摂取のバランスに配慮したメニューの提</u> <u>供等、民間産業と連携した取組の実施</u></p> <p>③ <u>事業企画・評価委員会等の設置・運営</u> <u>事業を円滑に実施するために、委員会等を設置し、上記の企画・運営・</u> <u>評価を行い、その上で事業実施報告書の作成等を行うこと。評価にあ</u> <u>たっては、参加者の体重維持や減少につながる意識や行動の変化、参加</u> <u>事業者等の継続的な実施につながる意識や取組の変化を把握・分析する</u> <u>こと。</u></p>	<p>a <u>若年期からの肥満予防対策事業</u></p> <p>① <u>子どもと保護者等の健康状態、食生活、身体活動の実態調査</u> <u>対象地区の子どもと保護者等の健康状態、食生活、身体活動・運動の</u> <u>状況を把握し、課題の把握等を行う。また、評価項目を決め、事業実施</u> <u>後の成果の把握。</u></p> <p>② <u>親子ワークショップ、講演会等の開催</u> <u>親子で参加できる健全な食生活（朝食欠食者の減少含む。）と運動・</u> <u>身体活動の実践、肥満や生活習慣病などの健康状態に関する知識を理解</u> <u>するためのワークショップ・講習会の開催。なお、①において過体重、</u> <u>肥満の者に対しては、食生活や運動を含めた生活習慣について管理栄養</u> <u>士等による個別指導の実施。</u></p> <p>③ <u>民間産業、商店街等と連携した肥満予防対策及び朝食欠食率減少に向</u> <u>けた取組の推進</u> <u>地域の商店街等においてスーパーマーケット、コンビニエンススト</u> <u>ア、飲食店などの食品関連事業者等と連携した、肥満予防のための健全</u> <u>な食生活や運動に関する取組及び朝食欠食率減少を含む生活習慣の改</u> <u>善に向けた取組の推進。</u></p>

改正後	改正前
<p>b 壮年期以降の糖尿病予防対策事業</p> <p>①家族ワークショップ、講演会等の開催 <u>糖尿病予防のために必要な知識を学び、食生活の改善に取り組むため、家族等で参加するワークショップ・講習会の開催</u></p> <p>②民間産業、商店街等と連携した糖尿病予防対策 <u>地域の商店街等においてスーパーマーケット、コンビニエンスストア、飲食店などの食品関連事業者等と連携した、事業者等が行う栄養成分表示やヘルシーメニューの提供の促進</u></p> <p>③事業企画・評価委員会等の設置・運営 <u>事業を円滑に実施するために、委員会等を設置し、上記の企画・運営・評価を行い、その上で事業実施報告書の作成等を行うこと。評価にあたっては、参加者の食生活改善につながる意識や行動の変化、参加事業者等の継続的な実施につながる意識や取組の変化を把握・分析すること。</u></p>	<p>b 壮年期を中心とした肥満及びメタボリックシンドローム予防対策事業</p> <p>①運動施設等を活用した肥満予防・改善のための体験機会の提供及びその効果判定 <u>運動施設(健康増進施設を含む)等を活用し、「食事バランスガイド」、「エクササイズガイド」等を取り入れた肥満予防・改善のための具体的な体験機会を提供する。また、過体重、肥満の者に対しては、食生活や運動を含めた生活習慣について管理栄養士等による個別指導を実施する。その後、フォローアップ調査を実施し、その有効性を評価する。</u></p> <p>②民間産業と連携した朝食の欠食率減少に向けた取組 <u>飲食店におけるバランスのとれた朝食メニューの提供等、民間産業と連携した朝食欠食者の減少に向けた取組を推進する。</u></p>

改正後	改正前
<p>(aの③及びbの③において記載) ←</p> <p>c 留意事項</p> <p>①事業業計画は、地域の特性や実情を考慮して計画すること。</p> <p>②事業の実施にあたっては、実施地区の市町村管理栄養士、関係機関、関係団体、民間産業等と連携を図ること。</p>	<p>c 事業企画・評価委員会等の設置・運営</p> <p><u>上記 a 及び b の事業を円滑に実施するために、地域の保健医療・教育関係者、民間産業等を含めた栄養・食生活、運動、肥満対策関係者で構成される委員会等を設置し、事業の計画策定、調査の企画・解析、事業の推進及び評価、事業実施報告書の作成等を行うこと。なお、既存の委員会等を活用してもよい。</u></p> <p>d 留意事項</p> <p>①実施にあたっては、実施地区の市町村管理栄養士、関係機関、関係団体、民間産業等と連携を図ること。</p> <p>②事業の企画立案にあたっては、<u>食育推進基本計画にも、子どもの肥満予防の推進、朝食を欠食する国民の割合の減少、「食事バランスガイド」等を参考に食生活を送っている国民の割合の増加、メタボリックシンドロームを認知している国民の割合の増加等が盛り込まれていることから、各都道府県食育推進計画、市町村食育推進計画との関連も視野にいれること。</u></p> <p>③若年期からの肥満予防対策事業を実施するにあたっては、<u>若年期からの健全な食生活と運動習慣の徹底という観点から取り組むこと。また、適正体重の維持という観点から、単に体重の減少ということ</u> <u>を目的とするのではなく、児童・生徒の成長や低体重の者にも配慮し、健康状態や生活習慣病に関する理解を深め、生活習慣の自己管理ができることを目指す内容とすること。</u></p>

改正後	改正前
<p>③事業の評価は、プロセス評価、アウトカム評価を行い報告すること。</p> <p>④ a の③及びb の③については、必ず地域の保健医療・教育関係者、民間産業等を含めた栄養・食生活、運動、肥満対策関係者で構成される委員会等を実施すること。なお、既存の委員会等を活用してもよい。また、a 及びb の両事業を行う場合には、同一の委員会等で、企画・運営・評価を行っても差し支えない。</p> <p>(3) 実践的な予防活動支援事業</p> <p>健康づくりにおいて、ボランティア組織等の果たす役割は重要であり、「健康増進法（平成14年法律第103号）」に基づく「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針（平成15年厚生労働省告示第195号）」においても、国及び地方公共団体は、ボランティア組織の支援等に努めることが明記されており、これまでも国及び地方公共団体においては、ボランティア組織の養成等を行ってきたところである。</p> <p>本事業では、ボランティアで、健康づくりや生活習慣病の改善（以下「健康づくり活動」という）に取り組む民間団体の、主体的かつ自由な</p>	<p>④事業実施に付随する教育媒体や学習教材の作成にあたっては、地域の特性や実情を考慮して作成すること。</p> <p>⑤事業の評価は、プロセス評価、アウトカム評価を行い報告すること。また、「食育を通じた健康づくり及び生活習慣病予防戦略に関する研究」における食育データベースに事業実施内容及び事業評価を登録すること。</p>

改正後	改正前
<p><u>発想に基づく事業を、公募したうえで、事例収集及び評価検証を行うことにより、今後の健康づくり施策の検討に資することを目的とする。</u></p> <p>a 実施主体</p> <p><u>本事業の実施主体は、次の全ての要件を満たす団体とする。</u></p> <p>①全国事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・ボランティアで健康づくり活動を行う民間団体であること。</u> <u>・原則としてボランティアの健康づくり活動に5年以上の活動の実績があり、公益法人、NPO法人等の法人格を有すること。(ただし厚生労働大臣が認めた場合はこの限りではない)</u> <u>・全国の30以上の都道府県に活動拠点を有すること。</u> <p>②地域事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・ボランティアで地域に根ざした健康づくり活動を行う民間団体であること。</u> <u>・原則としてボランティアの健康づくり活動に2年以上の活動の実績があり、公益法人、NPO法人等の法人格を有すること。(ただし厚生労働大臣が認めた場合はこの限りではない)</u> <p>b 事業の内容</p> <p>①<u>全国事業を実施する民間団体は、主体的で自由な発想に基づき健康づくり活動を行う。</u></p> <p>②<u>地域事業を実施する民間団体は、主体的で自由な発想に基づき、地域の特色や特性に沿った、独創性のある健康づくり活動を行う。</u></p> <p>③<u>国は、民間団体が実施する上記の活動に対し、財政的支援を行う。なお、国は本事業の実施にあたり、有識者で構成される評価委員会を設置し、評価委員会による審査により、採択事業及び国庫補助基準額を決定する。</u></p>	

改正後

c 事業の実施方法

国は本事業の実施にあたり、別に定めるところにより事業計画を公募する。

4. (略)

5. この要綱は平成23年4月1日から適用する。

改正前

4. (略)

5. この要綱は平成21年4月1日から適用する。